

議題 1

議案第 6 号

平成 27 年 2 月 10 日提出

広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に対する意見について

下記の条例案について、異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条の 2 第 2 項の規定に基づき、その旨広島市議会に申し出る。

記

1 条例案の内容

「広島市教育委員会委員定数条例等の一部改正について」中、第 6 条（広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正）及び附則第 1 項（別紙議案のとおり。）

2 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、同法を引用する部分について規定の整備をしようとするものである。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

（参考法令）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 24 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 二 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第 4 9 号議案

平成 2 7 年 2 月 1 6 日提出

広島市教育委員会委員定数条例等の一部改正について

広島市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する条例

(広島市教育委員会委員定数条例の一部改正)

第 1 条 広島市教育委員会委員定数条例 (平成 1 2 年広島市条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

本則中「6 人」を「5 人」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例 (昭和 2 6 年 3 月 3 0 日広島市条例第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 教育長

第 2 条第 1 号、第 4 条の 3 第 5 項及び別表中「常勤の人事委員会」を「教育長、常勤の人事委員会」に改める。

(広島市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「副市長」の右に「，教育長」を加える。

（広島市教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 広島市教育長の給与等に関する条例（昭和28年広島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市教育長の勤務時間，休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は，教育長の勤務時間，休日及び休暇に関し必要な事項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項に規定する職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条から第5条までを削る。

第6条の見出し中「その他の勤務条件」を「，休暇等」に改め，同条中「その他の勤務条件」を「，休日及び休暇」に，「教育委員会があらかじめ人事委員会と協議して定める」を「一般職の職員の例による」に改め，同条を第2条とし，同条の次に次の1条を加える。

（職務に専念する義務の免除）

第3条 職務に専念する義務の免除については，一般職の職員の例による。

第7条を削る。

第8条中「あらかじめ人事委員会と協議して」を削り、同条を第4条とする。

(広島市報酬並びに費用弁償条例の一部改正)

第5条 広島市報酬並びに費用弁償条例（昭和22年7月28日広島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会	委員長	150,000	円	27,000	円
	委員	128,000		23,000	

を

「

教育委員会	委員	128,000	円	23,000	円
-------	----	---------	---	--------	---

に

改める。

(広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第6条 広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成20年広島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項に規定するところにより在職する間は、第1条の規定による改正後の広島市教育委員会委員定数条例本則の規定、第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第1条、第2条第1号、第4条の3第5項及び別表の規定、第3条の規定による改正後の広島市職員等の旅費に関する条例第2条第1項第2号の規定、第4条の規定による改正後の広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の規定並びに第5条の規定による改正後の広島市報酬並びに費用弁償条例別表の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の広島市教育委員会委員定数条例本則の規定、第2条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例第1条、第2条第1号、第4条の3第5項及び別表の規定、第3条の規定による改正前の広島市職員等の旅費に関する条例第2条第1項第2号の規定、第4条の規定による改正前の広島市教育長の給与等に関する条例の規定並びに第5条の規定による改正前の広島市報酬並びに費用弁償条例別表の規定は、なおその効力を有する。

- 3 職員の退職手当に関する条例(昭和28年広島市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「又は広島市教育長の給与等に関する条例(昭和28年広島市条例第18号)」を削る。

新旧対照表（広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例）

（第6条関係）

現 行	改 正
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第24条の2第1項</u>の規定により，市長は，次に掲げる教育に関する事務を管理し，及び執行する。</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条第1項</u>の規定により，市長は，次に掲げる教育に関する事務を管理し，及び執行する。</p> <p>(1) （現行に同じ。）</p> <p>(2) （現行に同じ。）</p>

広 議 議 第 5 5 号

平成 2 7 年 2 月 9 日

広島市教育委員会

委員長 井 内 康 輝 様

広島市議会議長

碓 井 法 明



条例案に対する意見について

平成 2 7 年第 1 回広島市議会定例会に提出される下記の条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

第 4 9 号議案 「広島市教育委員会委員定数条例等の一部改正について」中、第 6 条（広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正）及び附則第 1 項